

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	ニュータウンの活性化に係る取組の推進		
予 算 額	34, 500千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠
担 当 課	都市企画部 都市総務課(222－3610)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
人口減少や少子高齢化が進展する、洛西ニュータウン及び向島ニュータウンにおいて、地域住民・団体を中心に、事業者、行政など幅広い関係者の協働により今後のまちづくりを展開するため策定された、「洛西ニュータウンアクションプログラム」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン」に基づき、引き続きニュータウンの活性化を推進していく。			
[事業概要]			
○ 地域主体のまちづくり活動をきめ細かく支援する「地域団体活動ステップアップサポート事業」（洛西・向島）や、健康・観光プログラムを継続的に運用するためのネットワークを構築する「阪急洛西口～桂駅間高架下プロジェクトと連携した健康・観光プログラムの受け皿づくり」（洛西）、ニュータウンへの交流人口の呼び込みに向けた「ニュータウンの更なる魅力発信」（洛西・向島）などに継続して取り組む。			
○ また、更なるニュータウンの活性化に向けて改善・検討を進めていくべき課題について、着実に取組を推進する。			
1 洛西サブセンター活性化方策の検討・推進（洛西）			
サブセンターの活性化に関する方向性及び事業手法等を検討し、地域住民の身近な生活拠点としての機能の強化を図る。			
2 竹林公園子どもの楽園（仮称）基本・実施設計とプレイリーダーマネジメント体制の検討（洛西）			
住民ワークショップの意見等を踏まえて、平成29年度中にとりまとめる整備素案を基に、竹林公園子どもの広場（子どもの楽園（仮称））の基本・実施設計等を行うとともに、整備後のプレイパークの運営体制を検討する。			
3 中国帰国者等と住民の交流促進の手法等に関する検討支援（向島）			
中国帰国者等と日本人の一般住民等が協働して、多文化共生のまちづくりを推進するため、相互の交流の機会や仕組みづくりを支援する。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討		
予 算 額	19,800千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	都市企画部 都市計画課(222－3505)		
[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、「保全・再生・創造」の土地利用を基本とし、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域がネットワークされた、暮らしやすく、持続可能な都市構造を目指している。 しかし、今後、一定の人口減少及び高齢化の進行が避けられない状況であることから、平成28年度から、持続可能な都市の構築に向け、人口動向や土地利用の動向などについて調査・分析を開始し、平成29年度は、都市計画審議会に部会を設置し、議論を重ねている。			
[事業概要] 平成30年度は、 <u>京都の都市特性を十分に踏まえながら、定住人口、産業、文化、交流人口等の視点を基軸に、将来にわたって持続可能な、暮らしやすく、魅力あるまちづくりに向け、引き続き、部会での議論を重ね、「立地適正化計画」制度の活用</u> <u>の適否等についても検討を行いながら、都市計画マスタープランの実効性をより高めるプランの検討を行う。</u>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	空き家対策推進事業		
予 算 額	140,181千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠・投資枠
担 当 課	まち再生・創造推進室(222－3503)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
京都市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」,「京都市空き家等の活用,適正管理等に関する条例」及び「京都市空き家等対策計画」に基づき,空き家の発生の予防,活用・流通の促進,適正な管理の推進,跡地の活用といった総合的な空き家対策を推進しているところであるが,今後,人口減少が続くと見込まれる中,放置された空き家が更に増加し,地域コミュニティの活力の低下につながる事が懸念される。			
[事業概要]			
引き続き,官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備,地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用の促進,適正管理対策などを着実に推進するとともに, <u>平成30年度は,持続可能な都市の構築に向け,放置されている空き家の活用を更に促進する抜本的な対策を構築するため,新たに以下の取組を実施する。</u>			
1 空き家実態調査			
<u>空き家の戸数,状態,需給の状況等を把握するために実態調査(空き家の現地調査,所有者アンケート,事業者ヒアリング)を実施する。調査対象地域は,平成26年度に実施した空き家モデル調査の対象地区(24地区)を基本に選定し,同調査結果からの変化も把握する。</u>			
2 有識者会議における検討			
<u>空き家実態調査の結果等を基に,有識者会議において,住宅用途以外での空き家活用の方策や税の制度・運用の在り方等を検討する。</u>			
[参 考(他都市の状況・事業効果など)]			
「平成30年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望(平成29年11月)」において,「空き家の活用を促進するための,固定資産税の住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化」を国に要望している。			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	京町家の保全及び継承に関する取組の充実・強化		
予 算 額	325, 263千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠・投資枠
担 当 課	まち再生・創造推進室(222－3503) 建築指導部 建築指導課(222－3620) 建築指導部 建築安全推進課(222－3613)		
[事業実施に至る経過・背景など] 京町家は、個性豊かで洗練された景観・文化の象徴であるが、年間約2％が滅失し、空き家率も14％を超えている。 こうしたことを踏まえ、本市では、京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承につなげていくため、平成29年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定しており、重点的かつ効果的に施策を展開していく。			
[事業概要] 平成30年度は、これまでの取組の推進に加え、新たに以下の取組を実施する。			
1 京町家所有者の保全・継承に係る助成制度の創設・拡充 重要京町家及び京町家保全重点取組地区に存する京町家の改修に係る助成制度や、重要京町家の維持修繕に係る助成制度の創設、京町家の耐震改修に対する助成制度の充実等を行う。			
2 京町家の流通・活用機会の確保 京町家所有者と活用希望者等のマッチング制度の運用、条例に基づき指定する京町家や地区の調査、本市が借り上げ、民間事業者を通じて賃貸を行うモデル事業のほか、民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・検討等を行う。			
3 京町家の価値の共有 京町家の支援策等の所有者への周知、重要な京町家を称えるプレートや価値を知ってもらうためのカルテの作成、京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成、京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップ等を行う。			
4 京町家の保全・継承の取組の効果を高める施策 京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討や、ふるさと納税の募集、建築基準法適用除外に係る包括同意基準の拡充に向けた検討を行う。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	地域まちづくり支援の取組の推進		
予 算 額	11,500千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	まち再生・創造推進室(222－3503)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都市では、まちづくり支援の基本方針である「職住共存地区整備ガイドプラン」に基づき、都心部を中心とした地域において、地区計画を活用したまちづくりに取り組んできた。しかし、近年は、密集市街地や空き家等に起因した地域課題が顕在化するとともに、民泊問題等、社会状況の変化により、地域に生じる問題は複雑かつ多様化しているため、それらに対応できる新たな枠組の構築に向けた検討を行う。 〔事業概要〕 近年多様化する地域のまちづくりニーズに柔軟に対応するため、平成30年度は、以下の取組を実施する。 1 地域まちづくりを支援する新たな枠組みの構築に向けた検討 多様化する地域のまちづくりのニーズへの適切な支援の在り方及び自分ごとのまちづくりを一層促進していくことを目指し、学識経験者及び地域まちづくり団体関係者を交え、都市計画手法を用いた今後のまちづくりの方向性について議論を行い、新たなまちづくりの枠組の構築に向けた検討を行う。 2 住宅宿泊事業法の施行を踏まえた、専門家派遣による地域合意形成等に対する支援の充実 平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されることを契機に、地区計画の策定を目指してまちづくり活動を行う地域を対象にまちづくりの専門家を派遣し、地域の将来像やルールづくりなどの取組の支援を行っていく。			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	洛西口～桂駅間プロジェクトの推進		
予 算 額	36, 200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	まち再生・創造推進室(222－3503)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
阪急京都線洛西口駅付近の連続立体交差化事業（鉄道高架化）により、その高架下に生み出された距離約1km（幅員約10m）の空間を活用し、西京区エリアの活性化に向けたまちづくりを、地域住民と共に行う事業である。 この事業は、本市の「洛西ニュータウン再生」や「大原野地域ブランド戦略」などの取組と、阪急電鉄の「幅広い世代の方に『来訪したい、末永く住み続けたい』」と願っていた沿線、まちづくり」を目指した取組を連携させることによる相乗効果を期待して、平成27年12月に締結した、両者の包括的連携協定に基づき、市民意見を聴きながら、西京地域の活性化に資するまちづくりを進めている。 また、新たに生み出された高架下用地のうち、自治体が用地の15%を、公租公課相当額（固定資産税＋都市計画税相当額）を使用料として公共利用することができることになっているため、本市では同地を活用した公共施設の整備計画を進めている。			
[事業概要]			
平成30年度は、新たに以下の取組を実施する。 1 洛西口～桂駅間高架下公共施設の基本設計及び実施設計 平成29年度に作成する整備事業プランに基づき、高架下公共施設の基本設計及び実施設計を行う。 2 市民等の公共施設運営参画を見据えた、まちづくり人材育成プログラム開発及び実践支援 子育て応援施設の運営の一端を担い、高架下を中心とした地域主体のまちづくりを実現するため、必要な知識やスキルを習得するためのプログラムを構築し、実践型の人材育成を行う。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	歴史的景観の保全に関する景観政策の充実		
予 算 額	26, 200千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	都市景観部 景観政策課（222－3397）		
[事業実施に至る経過・背景など]			
歴史都市・京都には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在している。 しかしながら、近年、市内の重要な歴史的景観に影響を与えかねない事例が発生していることを踏まえ、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観を保全するため、平成29年度に「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」を取りまとめた。 具体的施策は「景観規制の充実」「有効な支援策」「景観づくりの推進」の3つを柱とし、地域の歴史、文化、成り立ちなど、その地域で大切に守るべきものを市民、事業者、歴史的資産の所有者と共有しながら、3つの柱を一体的に進めることにより、文化首都にふさわしく、全国をリードする京都の景観づくりを推進する。			
[事業概要]			
1 地域の景観特性等を生かした建築計画を誘導するための事前協議（景観デザインレビュー）制度の運用			
世界遺産をはじめとした寺社等の境内地内や、その参道及び門前周辺における建築行為等について、景観に関する許認可申請に先立って、市や専門家を交えた協議を行い、地域特性に応じたデザインへと誘導することで、京都の優れた眺望景観の保全、創生を図る。			
2 寺社や歴史的な建造物等に対する景観重要建造物等の積極的な指定			
歴史的景観を構成するうえで重要な要素となる寺社等をはじめとした伝統的な建造物の維持・保全を図るため、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等を積極的に指定し、外観の修理及び修景等に対する助成制度の活用を促進する。			
3 景観に関するあらゆる情報をインターネットの地図情報で配信する「景観情報共有システム」の構築			
市内全域における寺社等をはじめとした伝統的な建造物、景観重要建造物等の歴史的資産の特徴や景観に関する関連施策等について、視覚的に分かりやすく整理し、インターネット上の地図に写真付きで掲載するなど、市民、事業者、歴史的資産の所有者等との情報共有を図る。			

4	寺社や歴史的な建造物等の維持や活用等の相談に対する専門家の派遣
5	新たな手続や規制の充実、相談制度等を広く周知するためのリーフレットの作成や説明会の開催等
[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 寺社や御苑等，貴重な歴史的資産周辺の景観づくりを効果的に推進するため，建設局において「歴史的景観を保全・継承する京^{みやこ}の道づくり」を実施する。この連携により，歴史的資産周辺の景観を保全・継承するほか，住環境の整備及び都市格の向上につなげるだけでなく，その効果を地域内外に伝えることができる。	

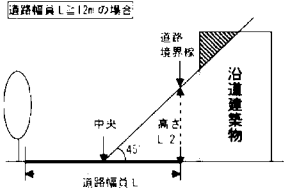
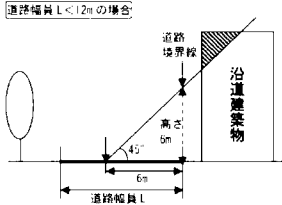
平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	「新景観政策」の更なる進化に向けた調査・検討		
予 算 額	16, 000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	都市景観部 景観政策課（222－3397）		
[事業実施に至る経過・背景など]			
本市では、５０年後、１００年後も京都が京都であり続けるため、平成１９年９月から、建物の高さ規制やデザイン規制、屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を実施している。 平成２９年度に、新景観政策１０周年記念事業として、「京都から考える これからの歴史・文化・創造都市」をテーマに、連続講座や景観市民会議、シンポジウム等を開催し、政策の理念を再認識するとともに、成果や課題について市民や事業者、様々な関係者と、議論を深めてきた。 「新景観政策」は策定当初から、時代と共に刷新を続ける「進化する政策」であることが求められている。文化庁の移転を契機とした文化を基軸としたまちづくりの推進、人口減少や高齢化の進行を見据えた持続可能な都市の構築など、社会経済情勢の変化を勘案し、政策の更なる進化を検討する。			
[事業概要]			
新景観政策１０周年記念事業で提示された課題や今後の展望を基に、新景観政策の更なる進化に向けた調査・検討を行う。 具体的には、これからの歴史・文化・創造都市としてふさわしい景観づくりを推進するための規制・誘導のあり方について、審議会を設置し、調査・検討を行う。 併せて、こうした議論を幅広く市民、事業者と共有するためのシンポジウム等の開催や、新たな誘導策の一つとしての魅力ある夜間景観づくりに向けた現状調査等を行う。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	要安全確認計画記載建築物(指定道路沿道)耐震化対策		
予 算 額	67, 503千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠
担 当 課	建築指導部 建築安全推進課(222－3613)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、京都市建築物耐震改修促進計画において指定した重要な拠点施設等を結ぶ道路（以下「指定道路」という。）の沿道に位置し、地震により倒壊した場合に指定道路の通行を妨げるおそれがある建築物（要安全確認計画記載建築物）については、災害時の初動における緊急車両等の通行を確保するため、耐震診断の実施が義務付けられることから、平成29年度から、耐震診断に係る補助事業を開始した。			
[事業概要]			
要安全確認計画記載建築物の耐震化を更に促進するため、新たに耐震改修計画作成及び耐震改修に係る補助事業を開始する。			
1 補助対象建築物の要件			
昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、指定道路の沿道に位置し、倒壊時に指定道路の半分を閉塞するおそれのあるものとして右図に該当するもの			
			
2 耐震改修計画作成に対する補助制度			
対象建築物の耐震改修計画作成に係る費用を補助する。			
補助率2／3（別途国の直接補助最大1／6あり）			
補助上限額なし（延べ面積に応じた補助対象事業費の限度あり）			
3 耐震改修に対する補助制度			
対象建築物の耐震改修に係る費用を補助する。			
補助率2／3（別途国の直接補助最大1／15あり）			
補助上限額23, 000千円（延べ面積に応じた補助対象事業費の限度あり）			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	駅等のバリアフリー化の推進		
予 算 額	257, 123千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算・局配分枠
担 当 課	歩くまち京都推進室(222－3483)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できる社会を実現するため、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を推進する。 平成23年度には、「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する「重点整備地区」として10地区（11駅）を選定した。 平成24年度からは、地区ごとにバリアフリー化の概要等を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定するとともに、鉄道事業者等が行う駅のバリアフリー化整備に対して、国及び京都府と協調して補助金を交付している。 〔事業概要〕 これまでに策定した「基本構想」に基づき、<u>駅施設（西院駅（阪急）、西大路駅、桃山駅（以上、JR西日本））のバリアフリー化整備を推進する。</u>また、重点整備地区以外でも、駅の利用状況等を踏まえ、<u>京都駅（JR西日本）の可動式ホーム柵の整備に着手する。</u> <u>併せて、鳥羽街道駅（京阪）のバリアフリー化を図るため、同駅が含まれる東福寺地区の「基本構想」改訂のための連絡会議を開催し、地域住民や利用者団体等を交えて検討する。</u> （参考） 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において選定した10地区（11駅）の「重点整備地区」については、平成28年度末までに、全地区の「基本構想」を策定し、このうち、8駅（太秦駅、JR藤森駅（以上、JR西日本）、深草駅（京阪）、大宮駅、嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急）、及び西院駅（京福）のバリアフリー化整備が完了した。			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	京都における自動運転技術の社会実装に向けた研究		
予 算 額	4, 000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	歩くまち京都推進室(222－3483)		
〔事業実施に至る経過・背景など〕 近年、自動運転技術及び人口知能、 I C T等の周辺技術の進展は目覚ましく、国の未来投資戦略2 0 1 7においても「高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速」が掲げられ、部分的にでも実用化が可能となったものから、随時商品化されるなど、今後、急速に普及していくことが見込まれる。 〔事業概要〕 市民の生活交通と重複しないルートでの観光地間での周遊や、郊外・山間地域における生活の足や物流を担う新たな移動サービスの実現可能性など、京都のまちの特性に応じた自動運転技術の活用について、京都市での事業展開に関心を持つ事業者等と連携しながら、検討や実証を進める。 具体的には、観光地において低速で周遊する小型モビリティや中山間地域の生活の足となる新たな移動サービス等の実用化に向けた新規プロジェクト（走行ルートの検討、実証走行、事業性や社会受容性の検証など）に取り組む。			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査		
予 算 額	30, 000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	歩くまち京都推進室(222－3483)		
[事業実施に至る経過・背景など] 観光客の急増等により、交通混雑が発生し、市民・観光客の双方に負担がかかっている中で、鉄道・バス等の公共交通や限りある道路空間を効率的に活用し、交通混雑を緩和するためにも、交通流動の詳細なデータを把握する必要がある。 [事業概要] 携帯電話位置情報などのビッグデータの活用及び既存データの更なる活用・検証を通じた交通流動実態調査を実施する。 併せて、交通混雑緩和等の観点から、市民・観光客の交通利用の最適化を目指し、既存交通の更なる有効活用策や、新たな公共交通システムの導入可能性等について、具体的な検討を進めていく。 (参考) 調査概要 ※ 現時点の想定であり、詳細については変更の可能性がある。 1. 期 間：3 6 5 日（平成2 9 年1 月 1 日～1 2 月 3 1 日を想定） 2. 対 象：携帯電話の地図アプリの利用者のうち、対象期間中、京都市に滞在実績のある人。ただし、年齢、性別などの個人情報は特定されない。 3. 特 長：長期（1 年間）にわたる交通流動を把握でき、また、サンプルの移動状況（拠点としている地域など）から、市民か観光客かに分けて分析できる。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	セーフティネット住宅供給促進モデル事業		
予 算 額	13,400千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	住宅室 住宅政策課(222－3666)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、今後、公営住宅の大幅な増加が見込めない中、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度や、登録住宅に対する改修費への助成制度、家賃・家賃債務保証料に対する助成制度等が平成29年10月から開始された。 ※ 「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方）の入居を拒まない民間賃貸住宅として政令市等に登録された住宅のこと。			
[事業概要]			
こうした国の動向を踏まえ、この制度に対する民間賃貸事業者等のニーズを把握するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進するとともに、登録された住宅において、バリアフリー改修や耐震改修等を行う際の改修費、家賃及び入居時に必要となる家賃債務保証料に対する助成を試行的に実施し、その効果等を検証する。			
1 改修費に対する助成			
登録を受けた民間賃貸住宅のうち、住宅確保要配慮者専用の住宅とするものについて、バリアフリー改修、耐震改修等の改修費を助成 (工事費の2／3、上限2,000千円／戸)			
2 家賃・家賃債務保証料に対する助成			
登録を受けた民間賃貸住宅のうち、低額所得者専用の住宅とするものについて、家賃又は入居時に必要となる家賃債務保証料若しくはその両方を助成 (上限480千円／年・戸 ※家賃助成40千円／月、家賃債務保証料助成30千円)			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成30年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	三世代同居・近居住宅支援モデル事業		
予 算 額	8,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算・局配分枠等の別	政策的新規充実予算
担 当 課	住宅室 住宅政策課(222－3666)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
平成28年3月に策定された国の住生活基本計画では、新たに「三世代同居・近居の促進」が掲げられ、本市においても京都市住宅マスタープランの中間見直しを行い、今後の人口減少や少子高齢化を見据えつつ、新たな施策として「近居」を位置付けており、子育て世帯の定住・移住につながる住環境の形成に向けた取組が必要である。			
※ 「近居（きんきょ）」とは、親と子（または祖父母と孫）がそれぞれ近くに居住すること。			
[事業概要]			
子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現に向けた取組として、「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を活用し、子育て世帯が住宅を購入する機会等にあわせて親世帯と同居・近居する場合に必要なとなる住宅リフォームに係る費用への助成や住宅購入に係る仲介手数料への助成を試行的に実施する。これにより、親世代と子世代の三世代が互いに助け合いながら、子育て期を働きやすく、高齢期を安心して過ごせる住環境を提供し、その中で子育て世帯の定住・移住の促進への効果等を検証する。			
	住宅リフォーム費への助成	住宅購入に係る仲介手数料への助成	
補助要件	工事費の1／2 上限1,000千円／戸	住宅購入に係る仲介手数料に要する費用の1／2 上限400千円／戸	
対象者	年収が750万円未満で18歳未満の子どもがおり、親との同居・近居のために移転する世帯		
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			